

○日本育英会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成10年3月18日

衆議院文教委員会

政府は、育英奨学事業の重要性にかんがみ、左記事項の実現に適切な措置を講ずるべきである。

- (1) 憲法、教育基本法の本質にのっとり、教育の機会均等の実現のため、育英奨学制度の拡充に努めること。
- (2) 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額の拡充に努めるとともに、貸与金額・貸与方法の多様化についても検討すること。
- (3) 大学等への進学を希望者が安心して進学のための勉学に取り組めるよう予約採用に比重を置いた拡充を行うとともに、奨学生の選考については、経済的基準についてその収入限度額を大幅に引き上げるよう努めるとともに、学力基準の弾力化に努めること。
- (4) 奨学金受給者数の国公立と私立との格差の是正に努めること。
- (5) 研究者の養成・確保が、我が国が科学技術創造立国として存立するための最優先課題とされ、大学院に優秀な学生を確保するための経済的支援の充実が緊急の課題となつていくことにかんがみ、大学院学生に対する育英奨学事業の一層の充実を図ること。